

緊急災害対策資金

(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融資対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用されたもの（県内における災害により被害を受けた者に限る。） (2) 災害救助法第2条の災害により被害を受けたもの（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。） (3) 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けたもの（県内における同条の自然災害により被害を受けた者に限る。） (4) 知事が特に認める災害により被害を受けたもの ※ いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。																			
使途	運転設備資金	設備資金																		
融資限度額	2,000万円	3,000万円																		
利率	1年以内：年1.75%、1年超3年以内：年1.95%、3年超5年以内：年2.05% 5年超7年以内：年2.25%、7年超10年以内：年2.35%																			
保証料率	融資対象者の欄(1), (2), (3) 年0%																			
	融資対象者の欄(4) 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。 (単位：%)																			
	料率区分	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td><td>1.40</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.85</td><td>0.65</td><td>0.50</td><td>0.30</td><td>0.10</td><td>0.00</td> </tr> </table> ※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.65%）となります。 ※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00											
融資期間	運転設備資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）																			
償還方法	毎月均等分割																			
申込先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関																			
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫 （県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）																			
融資申込に必要な書類	◇中小企業制度資金融資申込書（県要綱第1号様式） ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇融資対象者の欄(1)から(4)の災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書 ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																			

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

